

デジタル無線信号伝送装置 DWMC-N100-SS

デジタル無線
信号伝送装置
DWMC-N100-SS

●デジタル無線信号伝送装置とは？

拠点間の通信には、一般的に専用回線テレメータが使用されております。しかし、高価な機器が多いことや、他社機器との接続性に課題がありました。また、専用回線のランニングコストや回線経由の雷被害にお困りの自治体様からご相談を頂くことも多々ございます。そこで、上記について改善した「デジタル無線信号伝送装置」を開発致しました。デジタル無線を使用することにより、ランニングコストの大幅な削減及び回線経由の雷被害を防止するとともに、Modbus/RTUやMCプロトコルに対応し、他社製品との接続性も向上しております。従来のテレメータにお困りの際には、次世代を担う本装置を是非ご検討ください。

※電波法の改正により、アナログ簡易無線（400MHz帯）及び小エリア無線の使用期限が2022年11月30日までとなりました。これらの無線装置の更新についてもお相談をお受けしております。

●主な仕様

■モデム部仕様

| | |
|--------|-----------------------|
| 外形サイズ | 115(W)×27(H)×145(D)mm |
| 重量 | 570g |
| 消費電力 | 最大2.5A以下 |
| 電源 | DC12V（標準） |
| 動作温度 | -20～60℃ |
| オプション品 | 取付け金具、通信ケーブル |

■通信仕様

| | |
|--------|---|
| 種別 | デジタル簡易無線 3B免許局/3R登録局 |
| 使用周波数 | 免許局：467～467.4MHz 登録局：351.200MHz～351.38125MHz |
| チャンネル数 | 免許局：65ch 登録局：30ch |
| 変調方式 | 4値FSK |
| 通信方式 | 単信方式、単向通信方式又は同報通信方式 |
| 電波形式 | F1C, F1D, F1F, F1E |
| 送信出力 | 5W/2W/1W切替式 |
| 通信拠点数 | 32拠点（拡張可能） |
| 通信データ数 | 64ワード/拠点（拡張可能） |
| 通信速度 | 最大4800bps |
| 通信周期 | 1秒～5分（拠点数及びデータ数による） |
| 通信距離 | 見通しなし 5km程度（実績4km） 見通しあり 10km程度（実績6km） |

■コントローラ部仕様（基本構成時）

| | |
|--------|-----------------------|
| 外形サイズ | 199(W)×90(H)×85(D)mm |
| 重量 | 950g |
| 消費電力 | 最大79VA |
| 電源 | AC100～240V（+10%/-15%） |
| 動作温度 | 0～55℃（氷結しないこと） |
| オプション品 | 各種増設I/O、通信ユニット |



デジタル無線を採用した 次世代テレメータ誕生！

⚠ 本製品のご利用の際は、無線局の免許申請または登録申請が必要となります。※当社にて無線使用許可の代行申請も承っております。

お問い合わせ先はこちら

株式会社 セブンシース

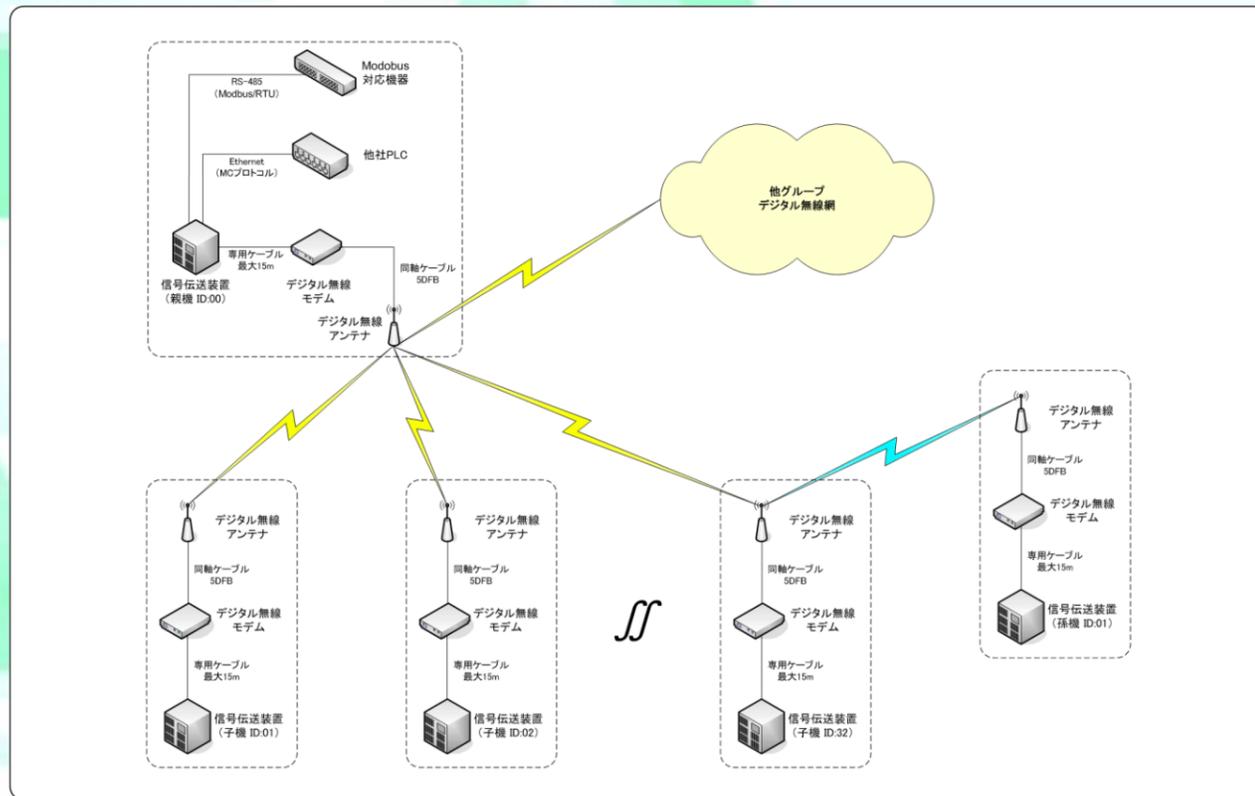
〒861-4171
熊本県熊本市南区御幸西4-4-22
TEL 096-234-6879 FAX 096-234-6879

インターネットの情報もご覧ください

<https://7-seeds.co.jp/>

専用回線テレメータのお悩みを解消します！

■参考構成例



デジタル無線信号伝送装置の大きな特長

①通信回線コストを大幅削減



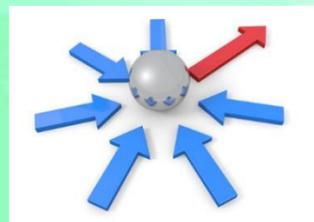
デジタル無線の電波利用料は、1局あたりにつき年間で400円と専用回線に比べてかなりの低価格となっており、月々のランニングコストを削減することが可能です。

②多拠点間通信や中継に対応



1:n (複数拠点間) および m:n (グループ間) 通信に対応しておりますので、使用環境に合わせて柔軟な構成が可能となっております。また、子局間通信および無線中継通信にも対応可能です。(カスタマイズにて対応)

③他社製品との接続が可能



Modbus/RTUやMCプロトコルに対応し、他社製品や既設の装置類との接続性を強化しております。これにより、既設装置の流用や工事の簡略化が可能です。

④ロジック制御や柔軟なI/O拡張に対応



コントローラ部はラダー回路を使用したロジック制御機能に対応しており、通信異常時に自動で間欠運転を行い設備の停止を防止する等の機能を実装し非常時のリスクを軽減することが可能です。また環境に合わせて柔軟にI/O構成を拡張できます。

■免許局と登録局の違いについて

| 区分 | 3B免許局 | 3R登録局 |
|--------------|--|---|
| 使用周波数 | 467 ~ 467.4MHz | 351.200MHz ~ 351.38125MHz |
| チャンネル数 | 65ch | 30ch |
| 最大出力 | 5 W | 5 W |
| 申請者 | 個人、法人及び任意団体のいずれでも可能。 | 個人、法人及び任意団体のいずれでも可能。 |
| 特徴 | <ol style="list-style-type: none"> 1局 (1台) に対して免許申請費用が発生します。 無線機の出力で申請料が異なります。 免許申請を行い免許を取得しなければなりません。 | <ol style="list-style-type: none"> 包括型の登録申請 同一の使用形態であれば、まとめて登録が可能。 増設の場合も開設届書のみでご使用可能。 増設時の申請料は不要。 |
| 申請費用 | <ol style="list-style-type: none"> 開設時 (書面申請) 1W : 3,550円/1局 5W : 4,250円/1局 再免許 (更新) 1W : 1,950円/1局 5W : 3,350円/1局 | <ol style="list-style-type: none"> 開設時 ・包括登録申請 : 2,900円 (局数関係無く) ・個別登録 (1台) : 2,300円 再登録申請 (更新) ・包括登録 : 1,850円 (局数関係無く) ・個別登録 (1台) : 1,450円 |
| 電波利用料 | 年1回 : 400円×局数 (台数) | 年1回 <ol style="list-style-type: none"> 包括登録 : 400円×局数 (台数) 個別登録 : 400円 (1台) |
| 免許状・登録状の有効期限 | 5年 | 5年 |
| その他 | 使用不可の条件 ・上空使用 ・レンタル使用 ・レジャー使用 ・不特定多数との通信 | ・包括登録で全局廃止した場合、その効力を失います。 ・レンタル届書 (特例に係る届書) は、登録状発給後に提出します。 ・上空での使用は出来ません。 |
| 技術基準適合証明番号 | 001SVAA1032 | 001TVAA1012 |

■申請手続きについて

「免許局 (3B)」申請手続きについて

免許申請の流れ



「登録局」申請手続きについて

- 個別登録** 1台ずつ登録申請を行います。
- 包括登録** 2台以上、一括して登録が出来ます。また増設の計画がある場合もこちらの登録が便利です。

包括登録申請の流れ

